平成２６年（フ）第８０号
青森県八戸市沼館２丁目４―９　コーポしなのＡ202号室、住民票上の住所岩手県九戸郡洋野町大野第12地割18番地３
債務者　内澤　邦子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第９６１号
名古屋市南区内田橋２丁目26番22号　豊田本町公団住宅１棟713号、従前の住所名古屋市中村区鳥居西通２丁目15番地　ランドマーク102号
債務者　佐藤　栄基
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９７号
愛知県津島市明天町２丁目１番地１　明天町住宅501号
債務者　大橋　　遼
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９７０号
大阪市平野区背戸口２丁目８番32―304号
債務者　北脇　好博
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９７１号
大阪市平野区背戸口２丁目８番32―304号
債務者　岩谷　周子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１５７号
横浜市中区小港町１丁目１番地５　ビューコート小港11号棟703号室
債務者　中村　邦男
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８５号
横浜市鶴見区上末吉５丁目９番17号
債務者　大塚　盛昭
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８７号
横浜市西区南軽井沢15番地24　パークハイム２Ｆ
債務者　皆本　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０３号
栃木県矢板市木幡1414番地　ヴェルスフラット202号、前住所栃木県大田原市佐久山2368番地３
債務者　加藤　優樹
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１８６号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2382番地１―１―402号　ボヌール湘南壱番館
債務者　松木　耕節
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０６号
栃木県河内郡上三川町天神町16番地　県営かみのかわ住宅１号棟13号室、前住所栃木県宇都宮市清原台２丁目３番24号
債務者　石田　伸二
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１４号
栃木県栃木市大宮町1693番地32、前住所千葉県鎌ヶ谷市西佐津間２丁目１番12号
債務者　細野美津子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１９号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目15番地８
債務者　長山　恭子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８号
大分県中津市大字下宮永613番地２　平成コーポＤ13
債務者　多田　直昭
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月６日午後２時10分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０号
北海道北見市美山町南１丁目４番地202
破産者　岩本　真一
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係